

適切な農業委員会総会及び部会の運営について

はじめに

1 事前の準備

- (1) 開催の周知
- (2) 資料の作成
- (3) 現地調査の実施

2 会の運営

- (1) 傍聴手続
- (2) 会の成立及び適正な議事運営

3 議案の提案及び説明

4 事後整理

はじめに

農業委員会総会及び部会の運営は、農業委員会事務局にとって重要な事務であり、全市町に対して農地法等の権限移譲が行われたことから大きな権限を有しています。

農業委員会の透明性の確保などが取りざたされる昨今、県としても各農業委員会でどのように総会を行っているのかを把握する必要があると感じており、今年度は、総会及び部会を8市町において傍聴させていただきました。その結果を踏まえ、好ましいと思われる事例をとりあげながら、総会の運営について議論をしていただきたく、研修議題とさせていただくことにしました。

(傍聴実績：広島市、呉市、福山市、三次市、東広島市、廿日市市、世羅町、神石高原町)

1 事前の準備

(1) 開催の周知

農業委員会の意思決定が行われる総会（又は部会の会議（以下略））は、法において、会議の公開並びに議事録の作製及び縦覧を義務づけられています。これは、会議の内容を農業者に公開して農業委員会の民主的な運営を図ろうとするものです。この主旨を尊重し、総会の開催日は許可等申請者のみならず、広く農業者が知ることが出来るように周知すべきです。

年間を通じて日程が明らかな農業委員会の場合、多くはホームページに年間予定を掲載しており、望ましい方法と考えられます。日程が月ごとに変わる農業委員会については、事務局窓口への掲示、告示など、誰でも確認出来る方法で周知してください。

【参考】

農業委員会等に関する法律(抜粋)

(会議の公開)

第二十六条 総会及び部会の会議は、公開する。

(議事録)

第二十七条 会長は、議事録を作製し、これを縦覧に供さなければならない。

(2) 資料の作成

資料は、議案書、関係資料、調査書などが考えられます（別添例示）。

調査書は、農業委員会が許可申請書や関連書類、現地調査の結果などをとりまとめて作成する整理表と考えてください。

また、判断の根拠である法令集、市町の判断基準などは各農業委員が毎回総会開催時に持参するのが理想的です。広島市では、関係法令等のファイルを事務局でも複数準備し、当日持参していない委員に貸し出しており、好ましい方法と考えられます。

(3) 現地調査の実施

農業委員会は、許可申請等があった際には、申請書等に記載された内容の事実関係を客観的資料に基づいて確認するほか、必要に応じて複数の農業委員による現地調査を行うこととされていま

す。審査の透明性を内外に示すためにも、農業委員2名以上の体制で調査を行うようにしてください。また、調査の効率性から、多くの農業委員会で農業委員の担当地区制をとっていると考えられますが、この方法は、担当地区以外のことについて意見を述べないということに繋がりがやすいことが指摘されています。担当地区外の農業委員を現地調査に参加させることで市町全域の判断基準レベル統一（目あわせ）を図るという方法もありますので、検討してください。

【参考】

農業委員会の適正な事務実施について（平成22年12月22日付け22経営第5333号農林水産省経営局長通知）（抜粋）

（前略）

このうち、法令事務については、農業委員会の判断の透明性や、全国的な公平性が強く求められているものである一方、促進等事務については、すべての農業委員会で、外部及び内部を問わずはっきり見える活発な活動が強く求められている。

しかしながら、農業委員会の事務については、政府の規制改革会議等の場において、

- ① 地域によっては事務の大半が事務局により処理されており、農業委員の関与が不十分である
 - ② 農業委員は実質的に自分が選出された地区の担当となっており、担当地区の利害関係のみでそれ以外の案件については意見を述べない
 - ③ 農地転用については、議論が活発ではなく、またどんな転用でも認めている農業委員会がある。農業委員自身が利害当事者となる場合すらある
 - ④ 農業委員会は、往々にして外部からの農業参入者に排他的である
- 等、審議の形骸化に係る指摘や公平性及び公正性に対する疑問に係る指摘がなされている。

2 会の運営

（1）傍聴手続

総会は公開ですから、いつでも傍聴に対応できるよう傍聴席を設けておく必要があります。会場が手狭であっても、場内の出入り口付近に椅子席を設置する程度はしておくべきで、会場の都合で公開しないことは出来ません。ただ、傍聴人数を制限することは可能で、その場合は周知の際に制限人数を周知することはできると考えられます。ただし、事前申込制はとるべきではありません。

傍聴の手続としては、傍聴人名簿への記名や傍聴券の交付が考えられますので、これらも準備しておく必要があります。傍聴人の禁止・注意事項について傍聴人に配布するか、総会の冒頭で述べるなどして、指示に従わない場合は退出命令ができることも示しておく必要があります。総会中に傍聴の承認や了承という行為は必要ありません。

東広島市では、傍聴券の表面に農業委員会会議規則（傍聴の許可、傍聴人の禁止行為）、裏面に傍聴人の守るべき事項を記載して手交しており、好ましい方法と考えられます。

傍聴人には、資料を配付する必要はありませんが、行政サービスの面からは、個人情報に差し障りのない議事次第や広報資料などは配布するのが好ましいと考えられます。

農業委員や事務局職員が、業務の参考とするために近隣市町の総会を傍聴しに行くことも検討してみてもいかがでしょうか。

（2）会の成立及び適正な議事運営

総会の冒頭では、出席委員数を確認し、過半数の出席で総会が有効に成立する旨を宣言してください。このとき、併せて議事録署名者を指名するのが適切と考えられます。

その他、全体を通じては、次の点に注意してください。

【参考】

農業委員会の総会等の公平・公正な運営について－総会等の議事録作成・縦覧のポイント－（平成22年6月（平成22年10月改訂）／全国農業会議所）（抜粋）

総会等の議事運営について審議過程の透明性を確保する観点から、以下の対応方針に基づいて適正執行に努めることとする。

(1)総会等の途中で休憩し、非公式に議論を行い、休憩後に質疑、異議がないことを確認して決定を行っている。

【対応方針】 非公式に行った議論を総会等で明らかにし、その内容を議事録に記載すること。

(2)議案当事者の農業委員が同席のまま審議に参加している。

【対応方針】 議案当事者の農業委員に対する退席等の措置を行い、議事に参加していないことを議事録に記載すること。

(3)法律に定められていない地区審議会などで審議を行い、総会等では形式的に承認するだけになっている。

【対応方針】 地区審議会での審議はあくまで意見として取り扱い、総会等で審査基準に基づき審議したうえで決定すること。

(4)法律に定められていない要件を課している(たとえば、新規就農者に研修を義務づけている、権利取得時に3年以上の耕作を要件にしている等)。

【対応方針】 ただちに運用を改める。

3 議案の提案及び説明

議案の提案及び説明では、事務局と農業委員の役割分担のあり方が重要です。

最も好ましいと感じられたのは、事務局により議案の朗読・説明を行った後、農業委員が現地調査の結果について（3条であれば全部効率利用要件や地域調和要件，4・5条であれば周辺営農への影響等を中心に）説明する方法です。口頭での説明で、許可要件毎に判断結果を口頭で具体的に説明することが望ましいのですが、件数が多い時等は詳しい調査書を作成して説明を省略することも可能です。

また、要件判断に不必要な内容（3条申請農地の売買価格など）を説明することは、地域の農業者に不必要な疑念（農業委員は好奇心で不必要な情報を調べている，など）を抱かせかねませんから、やめる必要があります。

呉市では、現況写真をスクリーン表示し、事務局が案件の概略説明をした後、地区担当委員1名が現況調査時の補足説明をするという方法で議案説明を行っており、写真には対象地に赤囲みするなどしてあり、わかりやすく好ましい方法と考えられます。

説明の最後は、「農地法第3条2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます」など、許可・不許可相当とする根拠を示した発言で締めくくることが必要です。

質疑・議論は農業委員が行うことですが、的外れな発言とならないよう、判断の根拠・要件を委員一人一人が十分理解できるように研修などを行うことも重要かつ必要なことです。

4 事後整理

総会の終了後は速やかに、市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを、要約ではなく、詳細に記した議事録を作製し、これを縦覧に供する必要があります（法27条）。

また、農業委員会の審議過程の透明性を確保する観点から、当該議事録について市町村のホームページ等により公表することが必要です。

議事録の作成に当たっては、農業委員会の総会等の公平・公正な運営について一総会等の議事録作成・縦覧のポイント（平成22年6月（平成22年10月改訂）／全国農業会議所）を参考にしてください。

【別添】

農地法第3条調査書（参考例）

議案第 号 受付番号〇〇番
（所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定）

譲受（借）人	譲渡（貸）人	作成者
	判断の理由	該当
第2項第1号 （全部効率利用）	・譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
	・(A) 学校法人〇〇が教育実習のための農場にするため農地を取得するものであり、施行令第6条第1項第1号ハに該当する。	しない
第2項第2号 （農業生産法人以外の法人）	・譲受人は個人であり、適用なし。	しない
	・(A) 学校法人〇〇が教育実習のための農場にするため農地を取得するものであり、施行令第6条第2項第5号（第1項第1号ハ）に該当する。	しない
	・(B) (株) 〇〇が取得する権利は使用貸借であり、かつ、法第3条第3項の要件を満たすため適用なし。	しない
第2項第3号 （信託）	・信託ではないので適用なし。	しない
第2項第4号 （農作業常時従事）	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
	・(A) 第2号の理由と同じ。 ・(B) 第2号の理由と同じ。	しない しない
第2項第5号 （下限面積）	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を超える。	しない
	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地の面積は50a未満であるが、〇〇〇〇であり、施行令第6条第3項第〇号に該当する。	しない
第2項第6号 （転貸禁止）	・許可申請に係る農地は貸人の所有農地であり転貸には当たらない。	しない
第2項第7号 （地域調和）	・申請地ではこれまで譲渡人が〇〇の栽培を行っていたが、譲受人も同様に〇〇の栽培を行う計画であること、申請地の位置は集団農地の縁辺部であること等から、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。 なお、〇月〇日、事務局〇〇と農業委員〇〇が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

○ 農業生産法人以外の法人等の貸借の場合

第3項 第1号	・申請は、賃借権の設定で、適正に利用していない場合に解除する旨の条件が契約に付されている。	する
第3項 第2号	・申請地で〇〇の栽培を行うためには年に1回の地域での話し合い活動への参加が必要であるが、賃貸人はこれに参加するものと見込まれる。	する
第3項 第3号	・法人の耕作の事業の担当役員〇〇が、地域との調整等に責任を持って対応できる体制にあると認められる。	する

注1) 審議の透明性を確保する観点から、調査書には、農地法第3条第2項各号の審査基準の該当状況等を記載すること。なお、参考例の記載は、あくまで例示であり、地域の実態を踏まえて記載すること。

注2) 調査書の作成は、許可申請書の内容や現地調査の結果等を踏まえ、農業委員会事務局が行うこと。

注3) 「判断の理由」の欄には、総会等のなかで説明を省略しても事実関係が正確に伝わるよう内容を記載すること（調査書の添付によって議事録への農地法第3条第2号各号要件の記載を省略することができる）。

注4) 農地法第3条第2項各号の該当欄に「する」がある場合は許可できない。判断の理由欄には現地調査結果、意見等必要な事項も記入する。

農地法第4・5条調査書（参考例）

議案第 号 受付番号〇〇番

1 申請に係る事項等

申請者の住所・氏名	譲受人	住所	氏名
	譲渡人	住所	氏名
申請土地	所在地番		
	地目別面積	田 m ²	畑 m ² その他 m ²
	申請土地の所在する区域	市街化区域	市街化調整区域 その他の区域
事業計画	用途		
	工事計画	着工 年 月 日	完工 年 月 日
	申請に係る権利の内容	所有権移転	

2 農地転用許可基準に基づく検討状況

農地の区分		第1種農地			
内訳	許可基準に定める農地区分の該当事項	運用通知第2の1(1)イの(ア)のb			
	該当事項と判断した理由	申請地は〇〇地区として、昭和〇年から昭和〇年にかけて実施された〇〇整備事業により整備された農地			
転用候補地内の農地の区分別面積及びその割合		甲種農地	第1種農地	2種農地	3種農地
		面積	400		400m ²
		割合	100		100%
検討事項		検討結果			
1 農地区分と転用目的 申請土地が甲種、第1種又は第2種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときはその理由		・申請人は譲渡人の農業後継者として、申請地に新たに住宅を建設するものである。 ・申請地は第1種農地であるが、当該土地の周辺には事業目的に使用することが可能な土地がなく、やむなく譲渡人の住居に隣接する申請地を選定したものである。 ・本県は農地法施行規則第33条4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設定されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当する。			
2 資力及び信用		妥当			
3 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無		譲渡人以外に本件土地について権利を有する者はなく、妥当			
4 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性		妥当			
5 行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み		・都市計画法による開発許可見込み ・農振農用地区域除外見込み			
6 農地以外の土地の利用見込み		農地と一体として宅地を利用する予定であり、確保予定			
7 計画面積の妥当性		住宅1棟120m ² 、駐車場1区画の転用計画であり、妥当			
8 宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性		宅地分譲を目的とする転用ではなく、妥当			
9 周辺の農地に係る営農条件への支障の有無		住宅敷地への転用に当たり、周囲にブロック積を施工し、土砂流出を防止する措置が講じられており、妥当			
10 一時転用である場合にはその妥当性		永久転用であり、該当なし			
11 法令（条例を含む）により義務づけられている行政庁との協議の進捗状況		義務付けられている協議はなく、該当なし			
特定土地改良事業等関係		事業の種類	事業施工者	施行面積	施行時期
都市計画との関係	都市計画区域決定の有無	〇〇整備事業	県営	20ha	昭和〇年～〇年
	都市計画法第8条の地域地区の決定状況	計画区域内		計画区域外	〇
農業振興地域整備計画との関係	農業振興地域決定の有無	地域地区の種類			
	農用地区域決定の有無	決定なし			
		農振地域内	〇	農振地域外	
		農用地区域内	除外見込み	農用地区域外	
その他の土地利用等との関係					

3 総合判断

許可相当

※斜体：記載例